

基本目標3

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくり－

基本施策 3-1

福祉サービスに関する的確な情報提供

現状と課題

- 本市では、福祉サービスに関する情報を市や市社協の窓口で提供するだけでなく、広報や市、市社協のウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、さまざまな方法で情報の提供を行っています。しかし、福祉に関する情報提供は専門性を有するものが多いことから、住民の理解が十分に進んでいない場合も見受けられます。
- また、住民の中には、視覚障害者や、日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、さまざまな人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民にとっても、制度やサービスに関する情報を分かりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- 住民が、必要となきいつでも必要な情報を容易に入手できるように、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- 市と地域住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるように、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する的確な情報提供

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2) 情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供

推進施策・事業

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①福祉サービスに関する情報提供、共有化				
住民が適切に福祉サービスを利用できるように、市や市社協広報紙、さらには新聞などのマスメディアも活用して、情報提供しています。	利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じて、丁寧でわかりやすい情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供・サービスの利用を働き掛ける出前福祉講座の開催を検討します。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 介護保険課 子育て支援課
②福祉制度や医療制度に関する情報発信、理解促進				
介護保険制度や後期高齢者医療制度などは、制度改正が多くわかりにくいとの声があるため、対象者に対しては丁寧な説明に努め、理解の促進を図っています。	各種制度の変更について迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市ウェブサイトなどの媒体を活用し、引き続き理解促進のために情報発信をしていきます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 介護保険課 国保年金課
③福祉施策をまとめたガイドブック等の設置				
本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」を市役所や地域福祉センター、在宅介護支援センター等の窓口に配置するほか、民生委員に配付し、必要な人へ情報が届くようにしています。	適切な情報媒体となるよう、毎年加除修正を行い、引き続き配置を続けます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課

(2) 情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①市及び市社協ウェブサイトの充実				
アクセシビリティに準拠して、視覚障害者や高齢者に配慮した文字拡大などの表示や、音声読み上げソフトに対応した表現を用いるなど、誰もが必要な情報に容易にたどり着けるように工夫したウェブサイトを作成しています。	今後の情報環境や各種端末の変化に対応するとともに、利用者のニーズを踏まえて、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとしていきます。	—	—	秘書課 市社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
②点字、音声による情報提供の推進				
視覚障害者も必要な市政情報を把握できるように、市広報紙をCD等に録音して、視覚障害者宅へ送付する「声の広報発行事業」を行っています。	ネット環境の普及等により、市ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、本事業を継続しつつ、市ウェブサイトの充実を図っていきます。	—	—	障害福祉課
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業				
聴覚障害者等への手話通訳者の派遣及び難聴者や中途失聴者への要約筆記者の派遣を行っています。また、障害福祉課窓口にも手話通訳者を配置しています。	利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、ニーズが増加している窓口での手話通訳者の充実など適切なサービス提供ができる体制を検討していきます。	321件	350件	障害福祉課
④外国語版のパンフレットの作成、配布				
外国人が転入する際に4言語で翻訳した「生活ガイドブック」を配付し、暮らしに不可欠となる基本的な制度や申請、ごみ出しの方法などについて多言語で情報提供しています。	生活ガイドブックは、毎年1言語ずつ改訂しており、次回の改訂までに情報が古くなることもあるため、全言語で最新の情報が提供できるように検討します。	4言語	4言語	市民協働課

基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活に関わるさまざまな悩みや困りごとを、身近な場所で気軽に相談できる場や機会があることが大切です。
- しかしながら、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、その人が抱えている課題が市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例も、全国的には近年問題となっています。
- 今後、複雑、多様化したニーズに迅速に対応するためには、相談窓口を広く住民に啓発するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

施策方針

- 地域における多様な福祉ニーズを把握し対応するため、住民が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の持つ課題を地域が気づける環境づくりを支援します。
- 困っている人が、市の担当窓口や在宅介護支援センターなどへ問題が複雑化する前に相談できるように、相談窓口の周知を図ります。
- 地域包括支援センターなど専門相談機関において、虐待や複雑化してしまった課題を解決するため、他の分野を含めさまざまな機関と連携するなど適切な対応ができるように、機能強化を図ります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 気軽に相談できる各種相談窓口の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①市民相談窓口の充実				
市広報紙や市ウェブサイトなどを通じて相談窓口の啓発を行うとともに、市民のニーズに応じて相談対応を行う各種相談窓口を開設しています。	市民の相談ニーズを踏まえて、相談員の専門性の向上など、相談窓口の充実を図ります。	—	—	市民課
②市社協における各種相談窓口の充実				
市社協では、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく相談業務を事業者として行うほか、生活困窮者への貸付相談、ボランティア相談、制度の狭間にある人に対応するふれあいサービスセンターなど、多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。	市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を充実させるとともに、複合的な課題を持った人にも迅速に対応できるような市社協の体制づくりに努めます。	1回	1回	市社協

(2) 地域が担う身近な困りごと相談体制づくり支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①町内福祉委員会への意識啓発と体制づくりの支援				
町内福祉委員会の活動において住民の困りごとを確認し、解決に向けて地域の中で話し合うとともに、適切な相談窓口や関係機関につないでいます。	困りごとに対応できる町内福祉委員会を目指して、地域の要援護者等の実態把握や声かけに努めるとともに、関係機関との連携体制を強化します。	16 福祉委員会	75 福祉委員会	地区社協
②民生委員児童委員活動の住民への周知と活動支援				
身近な相談相手として民生委員児童委員の存在や役割を住民に周知するために、市や市社協、地区社協の広報紙を活用して、民生児童委員の活動を定期的に紹介しています。	今後も広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員児童委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。	—	—	社会福祉課 地区社協 市社協

(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者の相談窓口の周知と充実				
高齢者の相談支援は、介護保険サービス利用者は担当ケアマネジャーが行っているほか、住民の総合相談窓口として中学校区に在宅介護支援センター、その後方支援及び専門相談機関として地域包括支援センターを市内に2か所設置しています。	引き続き、在宅介護支援センター、地域包括支援センターの周知を図るとともに、町内福祉委員会や地区社協と協働し、課題の早期発見ができる体制づくりを検討していきます。また、3か所目の地域包括支援センターを設置していきます。	在宅介護支援センター及び地域包括支援センター相談件数 在宅介護支援センター(8か所計) ■件 地域包括支援センター(2か所計) 19,340件	在宅介護支援センター(8か所計) ■件 地域包括支援センター(3か所計) 23,000件	介護保険課 市社協
②障害のある人の相談窓口の周知と充実				
障害者の相談支援は、市及び市社協で対応してきましたが、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の改正に伴い、平成25年度は8か所の相談支援事業所が障害児者の福祉サービス利用の相談に対応しています。	相談支援事業所とその後方支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の整備を目指します。	相談事業所数 7事業所 13事業所		障害福祉課 市社協
③健康に関する相談窓口の開設				
保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が面接、電話で健康に関する相談に応じています。	不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	相談窓口開設日数 全開所日数 全開所日数		健康推進課
④子育てに関する相談窓口の周知と充実				
保健センターにて保健師等による育児相談を行うほか、子育ての総合拠点施設「あんぱーく」で住民からの相談に幅広く対応しています。また、家庭相談員や臨床心理士による児童相談、教育相談も行っています。	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育て応援サイト（市ウェブサイト内）や子育て支援情報紙などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。また、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるように、相談の機会や場を確保します。	相談件数、相談窓口、開設日数 相談件数 子育て支援課・あんぱーく 1,822件 教育センター 3,123件 健康推進課全開所日数	相談件数 子育て支援課・あんぱーく 1,500件 教育センター ■件 健康推進課全開所日数	子育て支援課 健康推進課 学校教育課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
⑤ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実				
ひとり親家庭や寡婦の方を対象に、生活の安定や就労、家庭や子育ての相談など、生活全般の相談、指導を実施しています。	引き続き、ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知と啓発を図ります。	母子自立支援員相談件数 649件	850件	子育て支援課
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実				
女性市民相談員による「市民女性悩みごと相談」を実施するとともに、人権相談や市民相談、育児相談の中でもDVに関連する相談に応じています。	安城市DV基本計画に基づいて、専門性の高い相談員の配置や関連機関との連携強化などを進めます。	DV庁内連絡会議開催回数 2回	2回	市民協働課 市民課 子育て支援課

基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

- 子どもの保育サービスから高齢者の介護サービスまで、地域で安心して暮らしていくために、いろいろな場面で福祉サービスが利用されています。
- 地域福祉の考え方、仕組みは変化していますが、依然、公的サービスの果たす役割は大きく、市は住民や福祉事業者との連携のもと適切なサービスを提供し、子どもから高齢者まで地域の中で必要なサービスを選択できるような取り組みが求められています。

施策方針

- 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して良好なサービスを受けることができるように、高齢者福祉、障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるように、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 各種福祉サービスの充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者に対する福祉サービスの充実				
高齢者に対して生活支援のためのサービスを実施しています。また、介護が必要な状態になったときには、介護保険サービスが利用できます。	できる限り住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるようにするために、必要に応じて自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるように、引き続きサービスの実施をしていきます。 また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいやインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討していく必要があります。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②障害者に対する福祉サービスの充実				
障害者が地域で暮らし続けられるよう、障害者の通所施設や居宅介護等の制度を推進する取り組みを行います。また、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行され、精神障害についても他の障害と同様のサービスが受けられるようになっていきます。	障害福祉制度の充実を図るとともに、障害に関する理解を深め、障害者が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援を充実します。	—	—	障害福祉課
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実				
次世代育成支援推進法に基づき、安心して子どもを産み、育てられる社会を形成するため、市、事業者、地域が連携して子育て支援施策を推進しています。	子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援計画を策定し、各種保育サービスの充実を図り、子育て世帯を支援します。	—	—	子育て支援課
④介護予防事業の充実				
個々の高齢者の生活機能や参加の向上と、それによる一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援することで、QOL（生活の質）の向上を目的に、介護予防事業を実施しています。	より多くの高齢者が健康寿命をできる限り伸ばし、長寿社会を作れるように、より多くの人々が介護予防事業に参加できる仕組みを検討し、行っていきます。	介護予防事業参加者数 一次(町内会健康体操教室等延) 9,324人 二次(実) 69人	一次(町内会健康体操教室等延) 10,000人 二次(実) 100人	介護保険課 健康推進課 市社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
		スッキリ ・しゃっき り体夢 (延) 5,389人	スッキリ ・しゃっき り体夢 (延) 6,000人	
⑤家族介護者に対する支援の充実				
要介護者が居家で自立した日常生活を営むために、過度な負担を抱えがちな家族介護者に対して、介護者同士の語り合いや専門職による学習、リフレッシュなどを目的に介護者のつどいなどを開催しています。	引き続き、家族介護者の身体的、精神的負担を軽減するとともに、介護者相互の交流を促進するため、支援をしていきます。	介護者のつどい開催数 延38回 (市社協、 地区社協)	延50回 (市社協、 地区社協)	社会福祉課 地区社協 市社協

(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者福祉施設				
介護保険事業計画では、施設利用ニーズに応じて、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めています。 また、介護保険制度以外では、養護老人ホーム、生活支援ハウスの設置などを行っています。	介護保険制度では、特に地域密着型サービスの基盤整備を進めています。また、介護保険制度以外の施設も、施設の有効活用ができるように検討していきます。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②障害者施設				
グループホームやケアホームの建設費の一部補助と、グループホームやケアホームと併せて建設する生活介護事業所の建設費の一部補助を行い、施設整備を促進しています。	障害者の住環境整備、長期入院及び施設入所から地域生活へ移行（地域移行促進）する障害者など、地域生活の場としてのグループホームやケアホームの役割が重要となるため、施設整備補助事業を継続し、今後もサービス提供事業所等に対し、開設を支援していきます。	—	—	障害福祉課
③保育所				
安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、老朽化した園舎の改築やトイレなどの改修、修繕を計画的に行っています。	引き続き、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮し、効率的かつ効果的な整備計画を策定し施設整備を実施していきます。	—	—	子育て支援課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
④児童クラブ				
昼間、保護者が就労等で家庭にいない小学校低学年児童（1～3年生）を預かり、遊びや生活をする場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。	「子ども・子育て支援新制度」において6年生までの拡大という子育て支援策が明記されており、今後、入会希望者が増加した場合の受入についての検討をしていきます。	—	—	子育て支援課

(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①福祉事業者による苦情相談窓口の設置の拡充				
介護保険法、障害者総合支援法とともに、利用者の苦情に対して適切に対応するために、福祉事業者は自ら苦情相談窓口を設置し、その解決にあたるのが義務付けられています。市が指定申請の窓口であるものは、申請受付時に指導をしています。	引き続き、福祉サービス利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用できるように実地指導等を進めるとともに、サービス利用者等に対し苦情解決制度や相談窓口を周知していきます。	—	—	障害福祉課 介護保険課
②県運営適正化委員会などの苦情相談窓口の利用の促進				
福祉サービス利用者と福祉事業者との間で解決できない苦情に関しては、市で受け付けるほか、介護保険では「愛知県国民健康保険団体連合会」、その他のサービスでは「愛知県運営適正化委員会」の活用を図っています。	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き実地指導の際に確認を行い、的確に県の相談窓口につないでいきます。	—	—	障害福祉課 介護保険課
③保育所における苦情解決体制の整備				
苦情意見対応マニュアルを作成するとともに、第三者による苦情解決委員を委嘱し、苦情解決の体制を整備しています。	引き続き、苦情解決の仕組みを入園のしおり等に記載するなど、保護者への十分な周知を図り、的確に機能させていきます。	—	—	子ども課
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進				
福祉事業者が、サービスの質を高め、利用者への良質かつ適正なサービスの提供と利用者が適切にサービスを選択できるよう、福祉事業者に第三者評価と自己評価の実施による開かれた事業運営を働きかけています。	サービスの質の向上のため、情報開示や公正中立な第三者機関によるサービス事業所の受審を促進します。また、介護サービス情報公表システムの周知を図ります。	—	—	障害福祉課 介護保険課

基本施策 3-4

セーフティネットの確保

現状と課題

- 国の生活保護制度に該当しないものの、疾病等により一時的に生活費などに困る人もいるため、こうした世帯の更生と経済的自立を助長するための資金の貸付を行っています。
- 認知症など判断力の低下に伴って、日常生活が困難化した人が不利益を被るのを防止し権利を守り、支援するため、日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用を推進しています。
- 近年、増加している子どもや高齢者などに対する虐待や夫婦や恋人間でのDVなど、従来の支援だけでは対応が難しい課題が顕在化してきています。
- 本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として「市虐待等防止地域協議会」を設置し、市関連部局及び関係機関での情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。
- ひとり暮らし高齢者などへの支援については、地域で孤立しないように町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などによる見守り活動を実施しています。
- ひとり親家庭で、親の疾病や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。
- 今後も、本人の努力だけではどうにもならない事態に対しての対処ができるように、各事業の啓発及び対応する職員の資質向上を図っていく必要があります。

施策方針

- 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付を行うとともに、生活困窮者への相談支援を推進します。
- 判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないように、日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の啓発と活用を促進します。
- 虐待やDV、いじめなどを許さない地域であることを啓発していくとともに、支援、見守りができる環境の地域づくりを目指します。
- 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種の虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるように、連絡体制の強化を図ります。
- ひとり暮らし高齢者の孤立化防止のための事業を推進します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対して、安否確認等を行う仕組みについて検討し

ます。

○ひとり親家庭への必要な日常生活の支援を推進します。

施策体系

3-4 セーフティネットの確保

- (1) 生活困窮者等への支援の推進
- (2) 権利擁護事業の充実
- (3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化
- (4) 安否確認と緊急時の対応の充実
- (5) ひとり親家庭に対する日常生活支援
- (6) 養育支援訪問事業

推進施策・事業

(1) 生活困窮者等への支援の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①貸付制度の周知				
生活困窮者や母子及び寡婦世帯、障害者世帯、低所得の高齢者世帯等を対象とした貸付制度があります。 市社協では、生活資金、高額療養費、高額介護費の貸付を行う愛の灯資金貸付制度と、より緊急性の高い人を対象とした善意銀行貸付制度、愛知県社会福祉協議会が実施主体である世帯の経済的自立や安定を図るための生活福祉資金貸付制度を実施しています。 市では、愛知県が実施主体である修学資金等を貸付する母子寡婦福祉資金貸付制度を実施しています。	引き続き、制度を周知し、対象者の生活を経済的に支援するとともに、社会参加の促進を図るために相談援助を行っていきます。	1回	1回	子育て支援課 市社協

(2) 権利擁護事業の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①日常生活自立支援事業についての啓発と利用の促進				
日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービス利用の手続き等の援助、年金や福祉手当の受領の手続きなどの日常的金銭管理サービス、預貯金の通帳や契約書類などの書類の預かりサービスなどを行っています。	契約によるサービスのため、事業の契約内容を判断する能力がなくなった場合、サービスの提供ができなくなり、成年後見制度の利用が必要となります。円滑な支援の移行をするためにも、関係機関との連携を強化していきます。	市社協広報紙掲載数 1回	1回	社会福祉課 障害福祉課 市社協
②成年後見制度についての啓発と利用の促進				
判断能力が不十分なため、財産管理や契約行為などが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対して、本人の財産や権利を守るため、これらの行為を行う後見人等を定める制度です。 通常は親族が裁判所に申立てをしますが、親族がない場合は、市長が申立てすることもあります。 また、市社協では、親族等がおらず後見人となる人がいない低所得者等を対象に、法人として後見人を受任しています。	ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、ニーズが高まってきています。 特に、身寄りのない人に対しては、引き続き後見人等の市長申立てなどの支援をしていきます。 判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないように、市及び市社協が協働し啓発、相談に取り組んでいきます。	法人後見受任数 7人	15人	社会福祉課 障害福祉課 市社協

(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①安城市虐待等防止地域協議会の機能の強化				
児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、DVも含めた虐待及び家庭内暴力の問題について、地域住民及び関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた者及びその家族の適切な保護並びにこれらの者に	虐待対応件数が増加してきており、今後とも関係機関との連携強化をして、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。 また、地域と連携した虐待防止	協議会開催回数 3回	3回	子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 市民協働課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
対する支援体制について協議するために設置されています。	のための啓発活動を実施します。			
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進				
地域の中で子どもたちの安全を守り、健やかに育むため、いじめ問題などを含むさまざまな課題に対して、家庭と学校だけでなく、民生委員等の地域で見守る支援者なども含め、連携しています。	虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくり、見守り活動の人材育成などを進めていきます。	—	—	子育て支援課 子ども課 学校教育課 社会福祉課
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進				
児童、高齢者、障害者などの虐待防止の関する法律も踏まえて、通告の重要性や防止の呼びかけを、市広報紙、市ウェブサイト、チラシを活用して行っています。	引き続き、虐待の早期発見、通告の重要性を周知していくために、街頭啓発やリーフレットの作成、関係機関職員の研修会などを開催するとともに、効果的な広報、啓発方法について検討していきます。	啓発活動実施数 6回 7回		子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 市民協働課

(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者孤立防止事業の推進				
福祉電話や友愛訪問活動、乳酸菌飲料宅配事業、緊急通報システム、給食サービスなどを実施し、安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などの安否確認を行うとともに、孤立防止を促進しています。	安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるように、引き続き関係機関と連携し対応するほか、それぞれの情報を集約した効率的安否確認システムの構築及び情報共有について検討します。	利用者数 福祉電話 362人 福祉電話 330人 友愛訪問 267人 友愛訪問 300人 乳酸菌飲料宅配 1,457人 乳酸菌飲料宅配 1,800人 緊急通報システム 322人 緊急通報システム 400人 給食サービス 609人 給食サービス 700人		社会福祉課 地区社協 市社協

(5) ひとり親家庭に対するに日常生活支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①生活支援員の派遣				
ひとり親家庭において、疾病等生活環境の激変等の事由により一時的に日常生活を営むのに支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っています。	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	派遣件数 1件		子育て支援課
		—		

(6) 養育支援訪問事業

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①家事支援				
出産後おおむね2か月までの母親が、核家族であるため昼間に支援を受けることができず、育児ストレス、孤立感等を抱えるおそれがある家庭に、訪問介護員が居宅を訪問し、家事支援を行います。	児童虐待の未然防止、早期発見から支援の必要のある家庭に対して訪問介護員が居宅を訪問し、家事支援を行っていきます。	派遣件数 13件		子育て支援課
		—		
②訪問支援				
若年の妊娠、望まない妊娠等により、妊娠期から継続的に支援を必要とする家庭、出産後おおむね1年までの養育者が育児ストレス、産後うつ状態等を抱える家庭に訪問し、適切な養育の確保を図っています。	児童虐待の未然防止、早期発見から支援の必要のある家庭に対して、保健師、保育士等が居宅に訪問し、養育に関する助言指導を行っていきます。	派遣件数 22件		子育て支援課
		—		

基本施策 3-5

保健、医療、福祉、地域の連携の強化

現状と課題

- 生活ニーズ、地域課題の複雑化、多様化により、ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきています。そのため、保健、医療、福祉の各関係機関のより密接な連携が必要となっています。
- 特に高齢者においては、医療、健康分野との連携は欠かせません。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、連携体制の構築はまだ充分であるとは言えません。
- 専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるように、総合的で多面的な支援体制の整備を促進していく必要があります。

施策方針

- 保健、医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的で多面的な支援体制を整備します。
- 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。

施策体系



推進施策・事業

(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立				
高齢者が可能な範囲で在宅での継続的な生活ができるように、地域包括支援センターと医師会が協働し、今後の連携に向けた関係づくりを行っています。	個々のケース検討会議が福祉関係者のみでなく多職種が参加した会議を増やせるように、地域包括支援センターによる居宅介護支援事業所等への支援などを促進します。また、在宅医療と介護の連携体制の構築を目指します。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②早期療育に向けた支援体制の確立				
教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係機関による療育担当者会を開催し、関係機関の情報共有と連携を図っています。	今後も保健、療育、教育の各専門分野の連携を図っていきます。子ども発達支援センターの開設に向けて、各々の機関の役割、連携のあり方を検討していきます。	—	—	子ども課
③自立支援協議会を通じた事業者間との連携の促進				
障害のある人が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う自立支援協議会を設置しています。また、同協議会の中に部会を設置し、市内でサービス提供する福祉サービス事業所が、分野ごとに連携や支援のあり方について定期的に協議しており、必要に応じて養護学校など教育機関との連携を図っています。	引き続き、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図ります。また、地域の見守り活動の推進、災害時への支援の取り組みなど、福祉サービスと地域福祉活動が共通の課題を持つテーマを中心に、町内福祉委員会などとの連携について検討します。	—	—	障害福祉課

(2) 地域と専門機関の連携

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①地域ケア体制の推進				
市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、基幹相談	専門機関の連携だけでなく、地域住民も加え、個別の問題を地	—	—	社会福祉課 介護保険課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
<p>支援センター、地域福祉センターなどで協議し、高齢者、障害者の基本的な支援体制について、それぞれの機関の役割を明確化しています。</p> <p>また、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、地区社協で定期的に会議を開催し、地域ニーズの確認及び対応方法について検討しています。また、障害者が関係する場合など必要に応じて、基幹相談支援センターも参加しています。</p>	<p>域課題として検討、予防していく地域ケア会議につなげていく必要があります。</p> <p>また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討していく必要があります。</p>	—	—	市社協 地区社協

(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化 (3-4-3 再掲)

事業名
①安城市虐待等防止地域協議会の機能の強化
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

基本施策 3-6

高齢者や障害者の自立を支える都市環境等の整備 や移動手段の確保

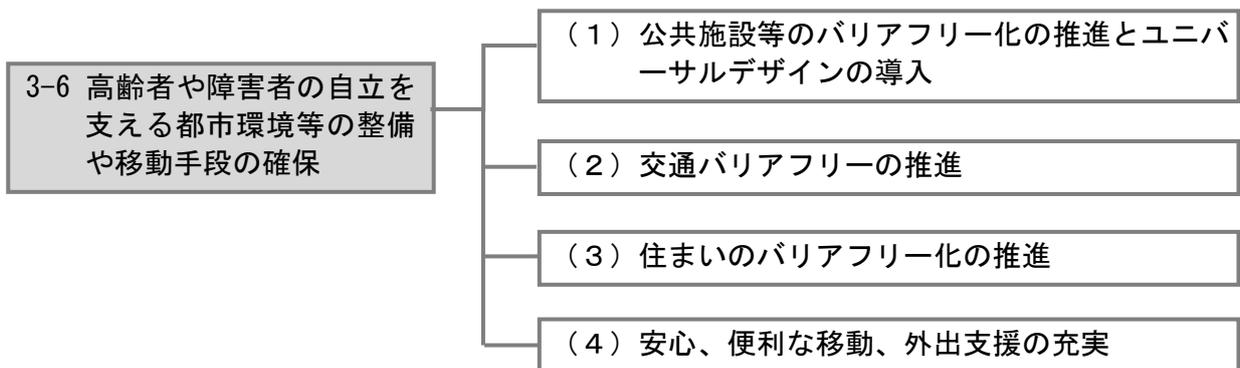
現状と課題

- 誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすためには、自由に移動できることが必要です。しかし、日ごろ車いすを利用している人などにとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。
- このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、これらの課題解消のための自宅のリフォームについても支援しています。
- また、道路の段差の解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めています。
- その他、鉄道事業者に対して駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。
- 今後は、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人にやさしいユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを引き続き進めて行く必要があります。

施策方針

- 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの採用など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- 駅舎へのエレベーター設置要請など、公共交通事業者をはじめとする民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

施策体系



推進施策・事業

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進				
保育園や小中学校においてトイレや、昇降口の段差改修などの工事を計画に基づき実施しています。	各種事業計画の予定どおり、学校施設の改修工事を実施します。	改修数		建築課
		1施設	1施設	
②施設新設におけるユニバーサルデザインの推進				
新設施設はユニバーサルデザインを取り入れ、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく適合証の交付を受けています。また対象外施設でも可能な限りユニバーサルデザインを推進しています。	障害者や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるように、今後も、条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを採用します。	適合証交付件数		建築課
		1件	1件	

(2) 交通バリアフリーの推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①道路の段差等の解消の推進				
道路整備は、国土交通省が策定した「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」の基準に従っています。ただし、道路整備は順次行うため、まだガイドラインの基準に達していない道路もあります。	今後も、新規に道路整備を行う場合は、ガイドラインの基準に従い、バリアフリー化を進めます。	道路の段差等の解消路線数		土木課
		3路線	累計8路線	
②あんくるバスのバリアフリー化の促進				
あんくるバス車両の契約更新時に、バリアフリー化対応の低公害車両の導入を行ない、全車両が対応完了しています。	あんくるバスのバリアフリー化は全て完了していますので、今後の契約更新時も引き続きバリアフリー対応車両を導入していきます。	バリアフリー対応車両率		都市計画課
		100%	100%	
③駅舎のエレベーター設置など民間施設のバリアフリー化への要請				
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に伴う名鉄新安城駅及びJR安城駅のバリアフリー化（エレベーター設置）を行いました。	市内には、現在バリアフリー新法に適合していない名鉄新安城駅があり、今後もバリアフリー化整備に向けて、鉄道事業者と協議し改善を働きかけていきます。	—		都市計画課
		—	—	

(3) 住まいのバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業				
65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けている人などが自宅で自立した生活を送ることができるように、手すりの取り付けや段差の解消などの際に利用できます。介護保険サービスとは別に本市独自のサービスとなり、介護保険での住宅改修費の支給と重複してサービスを利用している人もいます。	市独自サービスのため、引き続き、対象者への利用を促します。また、利用はリフォームヘルパー、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、担当のケアマネジャーによる事前申請が必要となるなどの注意点を周知していきます。	助成件数		社会福祉課
		176件	200件	
②リフォームヘルパー派遣事業				
介護福祉士、建築士等の専門職で構成するリフォームヘルパーチームが、対象者の自宅へ訪問し、住宅改修等について専門的助言を行います。	多様な専門職がチームで支援することにより、専門性をいかした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進していきます。	派遣件数		社会福祉課
		26件	30件	
③公営住宅のバリアフリー化				
老朽化している市営住宅の改良や改善を計画的に行うとともに、住宅の改良、改善にあたっては、バリアフリー化など高齢者や障害者の生活に配慮して進めています。	今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害者に配慮した公営住宅の整備に努めます。	高齢者、障害者に配慮した市営住宅整備率（累計）		建築課
		51.3%	59.6%	

(4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①車いす貸出事業				
外出の支援のため、市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、障害者、福祉関係者及び福祉施設関係者を対象に、一時的に車いすが必要な人に1か月を限度に車いすを無償で貸し出しを行っています。	怪我や病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、引き続き事業を行います。	貸出件数		市社協 地区社協
		556件	600件	

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
②車いす移送車の貸出事業				
車いす利用者の外出支援のため、市内在住の車いす使用者、市内福祉団体及び福祉施設関係者を対象に、車いす移送車の無償貸出しを行っています、	施設への送迎や行楽、買い物など在宅生活を支えており、定期的な利用者も多いため、引き続き事業を継続するとともに、拡充について検討します。	貸出件数		市社協 地区社協
		419 件	500 件	
③高齢者外出支援サービス事業				
一般のタクシーに乗れない高齢者が、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用して医療機関や福祉施設への通院、公共施設の往復等をする場合に、その利用料金の一部を助成しています。	利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上をめざします。	交付人数		社会福祉課
		512 人	600 人	
④福祉タクシー料金助成事業				
障害者本人が医療機関への通院等のためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成しています。	利用者にとって使いやすい利用券とするとともに、より良い制度となるよう検討します。	交付人数		障害福祉課
		1,087 人	1,200 人	
⑤あんくるバスの運行				
高齢者等の社会参加の促進などを目的としたコミュニティバスを運行しています。	できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境整備の検討を行います。	—		都市計画課
		—	—	